第１編　総　則

第１編　総則

第１編　総　則

第１節　計画の策定

第１　計画の概要

１　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、北本市防災会議が作成する計画であり、北本市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の位置づけ

本計画は、本市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

本計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち､同法第 30 条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、本市が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

３　計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■北本市地域防災計画の構成（案）

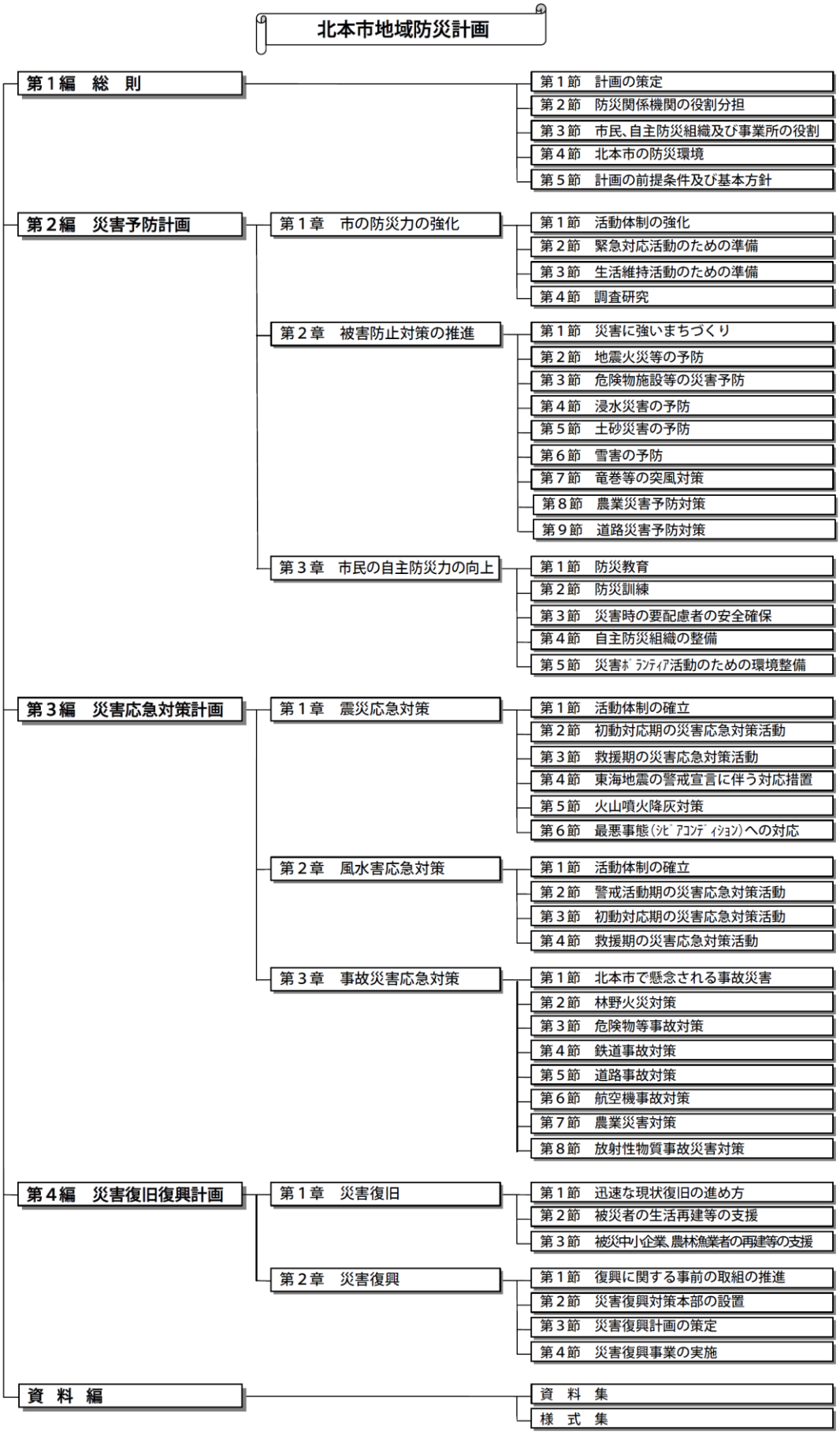

４　計画の運用等

（１）他計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係

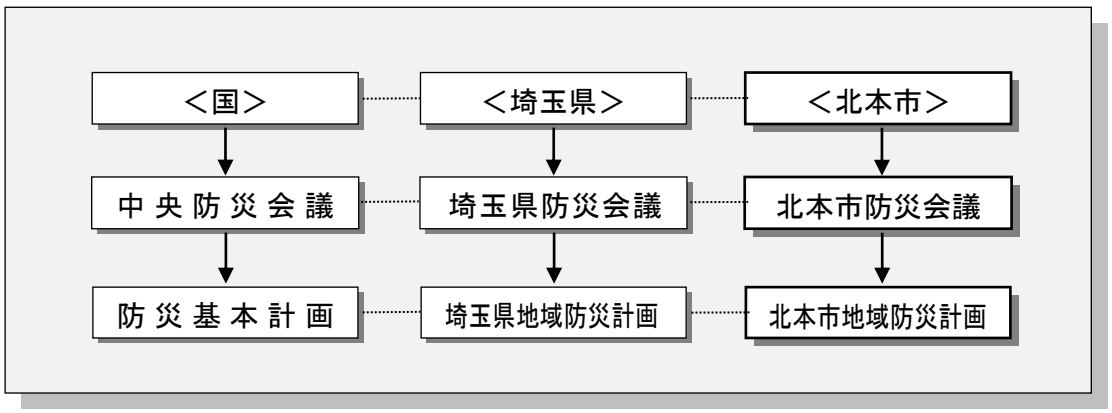

（２）計画の効果的な推進

市は、地域防災計画を効果的に推進するため、上位計画である埼玉県地域防災計画を参考に、以下の事項に配慮するものとする。

① 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

② 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

③ 広域的な視点

本市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、本市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

④ 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

⑤ 計画の効果的推進に向けた取組

市は、本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

また、市は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

（３）計画の修正

市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第 42 条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

（４）計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第２　北本市総合振興計画との関係

１　北本市総合振興計画の概要

市では、昭和53年度に北本市総合振興計画を策定して以来、４次にわたって総合振興計画を策定しており、最新の計画としては、平成28（2016）年度から平成37（2015）年度までの10年間を計画期間とした第五次総合振興計画を策定している。

■計画の構成と期間

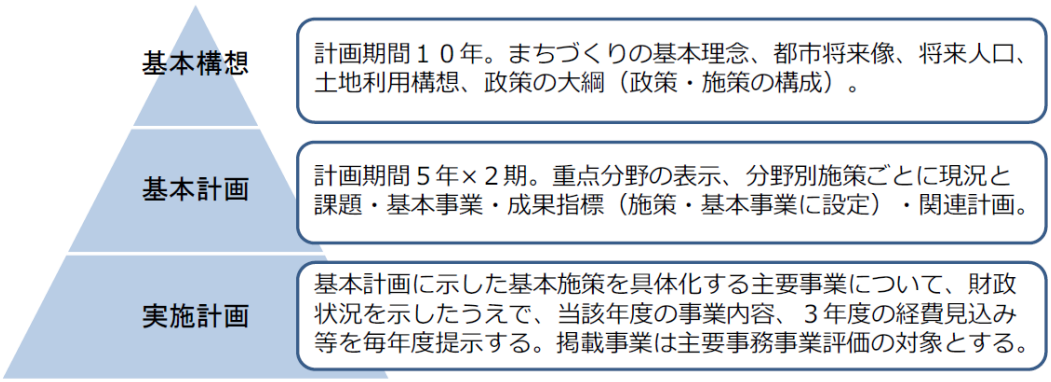

このなかで、市はまちづくりの基本理念を

> 市民との協働による持続可能なまちづくり

と定め、市の将来都市像を、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、

> 緑にかこまれた健康な文化都市
> ～ 市民一人ひとりが輝くまち北本 ～

と定めており、実現のための政策の大綱を次のように策定している。

■政策の大綱

政策１　子どもの成長を支えるまち
政策２　健康でいきいきと暮らせるまち
政策３　みんなが参加し育てるまち
政策４　快適で安心・安全なまち
政策５　活力あふれるまち
政策６　健全で開かれたまち
政策７　人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

２　北本市総合振興計画における防災施策

本市総合振興計画における防災施策は、政策４「快適で安心・安全なまち」の４－６「消防・防災の充実」において策定されている。

「消防・防災の充実」における施策を取り巻く環境変化と課題及び消防・防災に関する基本事業の構成は、次のとおり定められている。

■施策を取り巻く環境変化と課題

- 地震、風水害、大雪等の危険性を把握・整理するとともに防災基本計画、埼玉県地域防災計画、埼玉県地震被害想定調査、各種法令等との整合を図り、災害対策基本法の改正の内容を反映し、地域防災計画を見直す必要があります。
- 防災に関する情報が市民に届く仕組みの強靭化が必要であることから、防災行政無線のデジタル化を速やかに行うことが求められます。
- 本市は、災害リスクの低い土地ですが、災害時において職員の初期対応がスムーズに行えるような訓練や地域で災害に対応できるような訓練の実施が求められます。
- 地震や災害に備え、常備・非常備消防力の強化が必要です。

■消防・防災に関する基本事業の構成

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値	前期目標値
4-6-1 **防災減災意識の高揚** 防災・減災の意識が高まり、災害時に行動できます。	防災対策の平均準備項目数（全１３項目）	3.45 項目	↗
	災害時に職員として果たすべき役割や、初動を理解している職員割合	79.4%	↗
●主な取り組み…　自主防災活動の促進、防災リーダーの育成			
4-6-2 **災害時の支援体制の充実** ・防災に関する情報が市民に届く仕組みが機能しています。 ・災害時の支援体制が整っています。	備蓄食料の備蓄率	79.4%	85.0%
	防災行政無線のデジタル移行件数	０件	50 件
	北本市メール配信（防災）の登録者数	2,227 人	2,300 人
	防災協定数	29 件	33 件
●主な取り組み…　防災拠点施設の整備、防災行政無線のデジタル移行			
4-6-3 **地域防災力の向上** 災害時に地域で対応できる防災力が向上しています。	自主防災組織の組織率	51.8%	55.0%
	防災訓練に参加した市民の割合	11.1%	↗
●主な取り組み…　防災訓練の実施			
4-6-4 **消防力の強化** 消防活動が迅速に行われています。	消防水利基準達成率	57.5%	60.0%
	消防団員の出動率	66.3%	70.0%
●主な取り組み…　消防団施設・設備の更新、消防団体制の充実			

第２節　防災関係機関の役割分担

第１　地域防災組織

１　北本市の地域防災組織

本市に係る地域防災組織は次のとおりである。

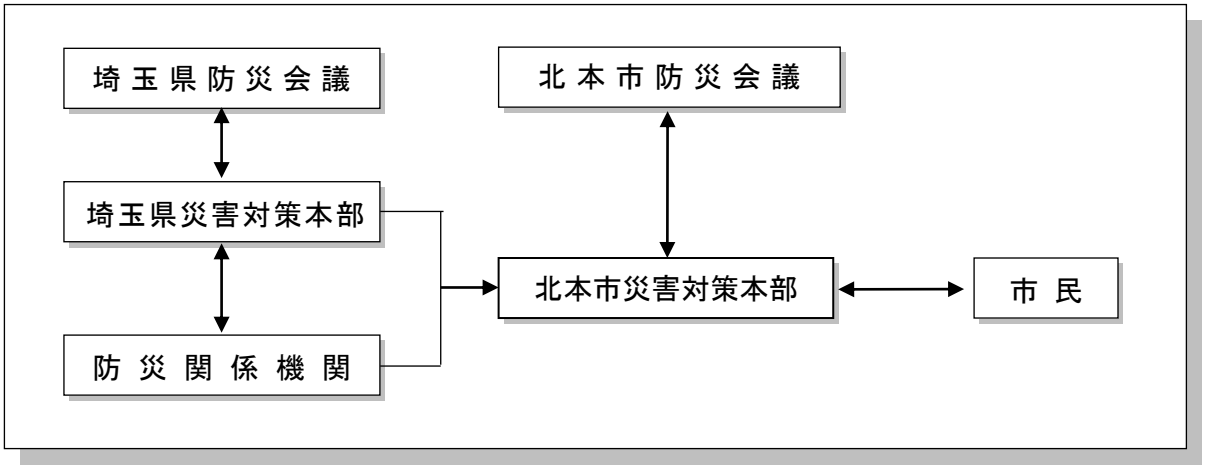

２　北本市防災会議

北本市防災会議は、災対法第 16 条及び北本市防災会議条例、北本市防災会議規則に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

（１）任　務

ア 北本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（２）組　織

ア 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員等をもって組織する。
イ 防災会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。
ウ 市長により任命された防災会議委員の構成は、資料編に記載する。

☞【資料 1.1】『北本市防災会議条例』参照
☞【資料 1.2】『北本市防災会議規則』参照
☞【資料 3.2】『北本市防災会議委員名簿』参照

第２　防災関係機関の業務の大綱

１　市

本市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（災対法第５条第１項）

名称	業　務　の　大　綱
北本市	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (4) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること (5) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (6) 広域一時滞在等に関する協定の締結に関すること (7) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること (8) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること (2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること (3) 消防、水防その他応急措置に関すること (4) 知事から委任された災害救助法に基づく被災者の救難、救助その他保護に関すること (5) 広域一時滞在等に関すること (6) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (7) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (9) 緊急輸送の確保に関すること (10)飲料水の供給活動の実施に関すること (11)水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること (12)前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること ≪災害復旧≫ (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること (2) 被災者に対する相談及び援護に関すること

２　消防機関

名称	業　務　の　大　綱
埼玉県央広域事務組合 　埼玉県央広域消防本部 北本市消防団	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 消防知識の啓発、普及に関すること (5) 火災発生時の消火活動に関すること (6) 水防活動の協力に関すること (7) 被災者の救助、救援に関すること (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

３　県及び県の機関

埼玉県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。
（災対法第 4 条第 1 項）

名称	業 務 の 大 綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令及び伝達に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (4) 被災者の食料等の確保及び輸送に関すること (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (8) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (9) 緊急輸送の確保に関すること (10) 応急仮設住宅の設置及び被災者住宅に関すること (11) 全各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
県央地域振興センター	(1) 災害応急対策組織の整備に関すること (2) 災害情報の収集及び報告に関すること (3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること (4) 災害現地調査に関すること (5) 災害対策現地報告に関すること (6) 災害応急対策に必要な応援措置に関すること

名称	業 務 の 大 綱
鴻巣保健所	(1) 保健衛生関係の情報収集に関すること (2) 医薬品等の備蓄・調達に関すること (3) 感染症に係る調査指導及び防疫活動に関すること (4) 医療機関等の保健医療活動の調整支援 (5) 医療救護班の編成・派遣に関すること (6) 動物愛護、特定動物飼養施設に関すること (7) 飲料水・食品の衛生・指導に関すること
さいたま農林振興センター	(1) 農作物、家畜、農地及び農業用施設の被害状況の調査に関すること (2) 農業災害融資に関すること (3) 主要農産物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること (4) 農作物病害虫防除対策及び指導に関すること (5) 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること
北本県土整備事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関すること (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること (3) 水防管理団体との連絡指導に関すること (4) 河川、道路、橋梁等の被害状況の調査及び応急修理に関すること
南部教育事務所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関すること (2) 公・私立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること (4) 教育実施者の確保に関すること (5) 応急教育の方法及び指導に関すること (6) 教科書及び教材等の配給に関すること (7) 指定文化財の保護に関すること (8) 被害地学校の保健指導に関すること (9) 被害地学校の給食指導に関すること
鴻巣警察署	(1) 災害情報の収集・伝達及び広報に関すること (2) 警告及び避難誘導に関すること (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること (4) 交通秩序の維持に関すること (5) 犯罪の予防検挙に関すること (6) 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関すること (7) 漂流物等の処理に関すること (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

４　指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てをあげて防災に関し万全の措置を講じる責務を有する。

（災対法第３条第１項）

名称	業 務 の 大 綱
農林水産省 関東農政局	≪災害予防対策≫ (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること ≪応急対策≫ (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること ≪復旧対策≫ (1) 農地･農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象 の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
埼玉労働局 さいたま労働基準監督署	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 職業の安定に関すること
国土交通省 関東地方整備局 (大宮国道事務所) (荒川上流河川事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ≪災害予防≫ (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 ≪災害応急対策≫ (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施

名称	業 務 の 大 綱
	(6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10)地方公共団体等への支援 (11)「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン)」の派遣 (12)支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ)」の派遣 (13)被災者・被災事業者に対する措置 ≪災害復旧・復興≫ (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

５　自衛隊

名称	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第１師団 第 32 普通科連隊	≪災害派遣の準備≫ (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 ≪災害派遣の実施≫ (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

６　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第６条第１項)

■指定公共機関

名称	業 務 の 大 綱
日本郵便(株) （北本郵便局）	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)ＮＴＴドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

名称	業 務 の 大 綱
ＫＤＤＩ(株)	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	(1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと (2) 災害により線路が不通となった場合 ア　列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと イ　線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をする (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本放送協会 さいたま放送局	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること

■指定地方公共機関

名称	業 務 の 大 綱
(一社)埼玉県医師会 (一社)〃歯科医師会 (公社)〃看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県トラック協会	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県ﾊﾞｽ協会	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県ＬＰガス協会	(1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むＬＰガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること
新日本瓦斯(株)	(1) ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること

７　一部事務組合

本市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、以下のとおりである。

名称	業 務 の 大 綱
桶川北本水道企業団	(1) 災害時における飲料水の供給活動に関すること (2) 災害時における水道施設の応急対策及び復旧活動に関すること
北本地区衛生組合	(1) 災害時におけるし尿処理に関すること (2) 施設の防御及び復旧に関すること
埼玉中部環境保全組合	(1) 災害時におけるごみの処理に関すること。 (2) 施設の防御及び復旧に関すること

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第７条第１項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- 災害時における広報等に協力すること
- 出火の防止及び初期消火に協力すること
- 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- 被災者の救助業務に協力すること
- 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- 被害状況の調査に協力すること

名称	業 務 の 大 綱
桶川北本伊奈地区医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
さいたま農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農作物の需給調整に関すること
北本市商工会	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資又はそのあっせんの協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんについての協力に関すること
生活協同組合	(1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

名称	業 務 の 大 綱
北本市総合建設業協会	(1) 市が実施する災害応急対策及び復旧対策等の協力に関すること (2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること (3) 災害時における応急仮設住宅建設についての協力に関すること (4) 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること
北本市社会福祉協議会	(1) 災害時要援護者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
病院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における病院等の収容、保護に関すること (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における入所者の保護に関すること
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 被災時における教育対策に関すること (3) 被災施設の災害復旧に関すること
婦人会等社会教育団体	(1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること

☞【資料 3.1】『防災関係機関連絡先一覧』参照

第３節　市民、自主防災組織及び事業所の役割

平成 28 年（2016 年）熊本地震、東日本大震災及び阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助（自らの安全は自らが守る）」、「共助（共に協力しあい地域を守る）」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第７条：住民等の責務）。

《参考》
◆「自助」「共助」及び「公助」について

災害は社会全体に影響する事象であるため、防災対策・災害対応においては、その影響を受ける「個人／地域／行政」のそれぞれの役割を明確にし、お互いに補完し合う必要があります。特に、大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるハズ」と期待しがちですが、これまでの大規模災害の教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。

そのため、防災対策・災害対応においては、「個人（自助）／地域（共助）／行政（公助）」の役割分担が重要です。

第１　市民の果たす役割（自助）

市民が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するために、「自助」「共助」の理念に基づき、平常時に実施する事項、及び災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

１　平常時に実施する事項

- 防災に関する知識の習得
- 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 防災用品、非常持出品の準備
- 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄（最低３日分（推奨１週間分））
- 避難所、避難路の確認
- 家屋等の耐震性の促進
- 家具類の転倒防止及びガラスの飛散防止対策
- ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段の確保
- 市や県の実施する防災訓練への参加
- 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動への参加
- 地震保険への加入

２　発災時に実施すべき事項

- 正確な情報の把握及び伝達
- 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- 適切な避難の実施
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

第２　自主防災組織の果たす役割（共助）

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するために、「自助」「共助」の理念に基づき、平常時に実施する事項並びに災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

１　平常時に実施する事項

- 防災に関する知識の普及、啓発
- 避難場所、避難路の確認
- 地域内の要配慮者の把握・個別計画の作成推進
- 消火訓練の実施
- 避難誘導訓練の実施
- 救援救護訓練の実施
- 診療所・医療機関等の協議
- 地元商店街等の協議
- 防災資機材の備蓄、管理

２　発災時に実施すべき事項

- 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
- 人員の確認、地域住民の避難誘導
- 要配慮者の安否確認、避難誘導及び安全確保
- 負傷者の救護、医療機関との連携
- 避難所開設への協力
- 避難所運営への積極的な協力
- 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 救援物資の受入れ、配分
- 食料、飲料水の調達、配分
- 防災資機材の活用

第３　事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

１　平常時に実施する事項

- 防災責任者の育成
- 建築物の耐震化等による安全性の確保
- 建築物の風水害対策
- 施設、設備の安全管理
- 防災訓練等の実施
- 従業員に対する防災知識の普及
- 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- 地域防災活動への参加、協力
- 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立
  （避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 広告、外装材等の落下防止
- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）

（事業者の責務）

第４条　事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

２　事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

《参考》

◆**「水防法」の改正**（平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）

大規模工場等（※）に対して、以下の努力義務が定められた。

- 浸水防止計画の作成
- 自衛水防組織による浸水防止対策の実施等
- 訓練の実施

※　大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの。

２　発災時に実施すべき事項

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の避難誘導
- 応急救助・救護
- ボランティア活動への支援
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第４節　北本市の防災環境

第１　災害履歴

１　地震災害

（１）埼玉県

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923 年の関東地震（Ｍ７．９）があり、県内のほぼ全域で震度５～６の揺れとなり、死者・行方不明者 343 名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931 年の西埼玉地震（Ｍ６．９）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度５程度の揺れとなり、本市を含む県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者 11 名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。また、遺跡調査などによると、818 年の関東諸国の地震（Ｍ７．５以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818 年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。また、1649 年の武蔵・下野の地震（Ｍ７．０±１／４）は立川断層帯で発生した可能性があると指摘されているが、詳細は不明である。

荒川河口付近で発生した 1855 年の（安政）江戸地震（Ｍ６．９）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる 1894 年の地震（Ｍ７．０）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011 年（平成 23 年）３月 11 日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代市で震度６弱を観測、負傷者 104 人、建物全壊 24 棟、半壊 199 棟などの被害が生じた（平成 25 年３月 11 日現在、消防庁調べ）。

埼玉県における被害地震は、次頁に示すとおりである。

■埼玉県における被害地震

発　生 年月日	Ｍ	緯度 経度	深さ Km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	－	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	－	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6 日震動が止まらなかった。公私の屋舎１つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	－	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。

発　生 年月日	M	緯度 経度	深さ Km	震源地域	被害記述
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75		江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	－	武蔵・下野	川越で大地震、市屋で 700 軒ばかり大破、500 石の村、700 石の村で田畑 3 尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50 回、死 50 人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	－	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	－	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	－	東海	(埼玉県)推定震度　蕨、桶川、行田 5。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	－	江戸	激震地域は江戸の下市で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川市・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは 1 つもなかった。民家の壊も多く、14,346 軒という。また土蔵壊 1,410。地震後 30 余箇所から出火し、焼失面積は 2 市(0.2km)×2 里 19 市(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計 1 万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮 5、浦和 6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の 52 ケ村総家数 5,041 軒中、壊家 17 軒、人家・土蔵・物置等壊同然 3,243 軒。(村毎の被害率 9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊 3 軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破 33 軒、死 1、傷 1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊 3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	－	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	－	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、破損家屋 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅 350 間(約 630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10. 7	6.7	35.60 139.80	－	東京湾北部	芝区桜川市・赤坂溜池・下谷御徒市で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	－	関東南部	死者 99,331 名、負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、家屋全壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県)死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	－	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模のわりに小被害で済んだ。東京で負傷６名、家屋一部破損 50、非住家破損１、栃木で負傷１名。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者２人、火災２件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度３。
2011.3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度６弱（宮代市）、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典)「埼玉県地域防災計画（資料編)」(平成 26 年 3 月、埼玉県防災会議)

（２）北本市

過去、本市に大きな被害をもたらした地震は、1923 年（大正 12 年）9 月 1 日 11 時 58 分、相模湾を震源として発生した「関東大震災」、1931 年（昭和 6 年）9 月 21 日 11 時 20 分、現寄居町付近を震源として発生した「西埼玉地震」、及び 2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分 18 秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km、仙台市の東方沖 70km の太平洋の海底を震源として発生した「東日本大震災」がある。

これらの地震による本市の被害状況は、次に示すとおりである。

■北本市における被害地震

地震名	発生年	被害記述
関東大地震	大正 12 年 (1923)	石戸村では家屋の倒壊はなかったものの、死者１名が発生した。
西埼玉地震	昭和６年 (1931)	中丸村において、半壊家屋が１戸、破損した家屋が６戸あった。 石戸村では破損した家屋が 187 戸、負傷者１名が発生した。
東日本大震災	平成 23 年 (2011)	東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。 北本市においても、震度５弱を記録、長時間の停電や帰宅困難者が発生し、さらには福島第１原発による事故の影響を受けた。

注）各地震のマグニチュード（M）、緯度・経度、深さなどについては「■埼玉県における地震被害」(p1-20、21）を参照のこと。

２　水害

本市域における過去の水害は、ほとんど台風や大雨による荒川のはん濫に関わるものであったが､荒川の護岸改修はおおむね終了し､荒川による水害発生の危険性は軽減された。

また、赤堀川周辺地域では、近年集中豪雨による浸水被害が発生している。

本市における主な水害履歴は、以下のとおりである。

■水害履歴

発生年月日	種類	内容
明治 43 年（1910） 7 月 25 日～27 日	南東気流による大雨	石戸村で浸水
明治 43 年（1910） 8 月 1 日～16 日	台風､前線などによる大雨	明治期最大の水害が発生。石戸村で破堤浸水
昭和 22 年（1947） 9 月 14 日～15 日	カスリーン台風による大雨、洪水	北本宿村で死者１名、浸水９戸、田畑の冠水 117.6 町歩の被害発生
平成 11 年（1999） 8 月 14 日～16 日	熱帯低気圧による大雨	降雨により朝日地内で浸水５戸､水田､畑 9.5ha の被害発生

資料）市資料

３　土砂災害

本市の荒井・石戸宿付近には急傾斜地崩壊危険箇所が 12 か所あり、このなかで「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法と略す。)」に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が２か所ある。

市では、これまでのところ、土砂災害による人的・住居家屋に関する被災記録は残されていない。

なお、土砂災害が懸念される地域の住民が、日頃の備えと早めの避難に対応できるように、土砂災害警戒区域等について「北本市土砂災害ハザードマップ」を作成し、配付している。

《参考》
◆「土砂災害防止法」について
土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策（ソフト対策）を定めた法律です。

４　降ひょう害・落雷被害

埼玉県での降ひょう・雷雨の発生件数は多く、特に県北部・西部・東部の地域は降ひょうの「通り道」となっているが、市域はこの「通り道」の狭間にあるため被害は比較的少ない。本市及び県内における降ひょう害・落雷被害の発生は、次のとおりである。

■降ひょう害・落雷被害履歴

発生年月日	種類	内容
大正６年（1917） ６月 29 日午後	降ひょう	利根川沿いに大量の降ひょう。これより少し遅れて鴻巣町の周辺に８分間、あられ大の降ひょう
昭和 30 年（1955） ８月３日午後	雷雨	強い風と共に雷雨があり、落雷のため 16 時過ぎ、北本宿村で納屋が半焼。鴻巣では雨量 70㎜を記録
昭和 43 年（1968） ８月 15 日午後	雷雨	15 時から夜まで県内全域に雷雨。北本駅付近で落雷したため、高崎線が上下線とも大幅に遅れた。
平成 27 年（2015） ９月４日	雷雨	県内は朝から大気が不安定で、県内全域に雷注意報が発表され、富士見市では落雷による負傷者が３人。

５　雪害

本県における降雪は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により発生することが多い。県では、平成 26 年２月８日から９日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、15 日に秩父で 98 ㎝、熊谷で 62 ㎝の積雪を記録したが、これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治 29 年以降で最大の積雪となった。

本市においても、農業用ハウスやカーポート等への被害が発生した。

６　竜巻被害

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十ｍ以上で、数ｋｍにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである９月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

県内では、平成 25 年９月２日の竜巻によりさいたま市・越谷市・松伏町が被災し、また、９月 15 日から 16 日にかけての台風第 18 号に伴う竜巻により熊谷市・行田市・滑川町が被災した。

なお、本市では、これまで竜巻被害の発生はない。

７　火山噴火に伴う降灰被害

本県における火山噴火の影響は、富士山及び浅間山・草津白根山などの噴火が想定されるが、その内容は以下のとおりである。

■県下における火山被害

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	最大で２～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２cm 未満の降灰が予想されている。
その他の近隣の火山噴火した場合	浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

出典）「埼玉県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、埼玉県防災会議）

なお、天明３年（1783）、浅間山は４月９日から噴火を始め、７月５日の大噴火による降灰砂が７月５日～８日に発生した。このときの火山活動は、噴火の発生から７月８日の休止まで 88 日を数えた。

これにより、７月７日、深谷あたりでは昼間でも深夜のようになったという。このとき、八日市域付近でも３～７cm の火山灰砂が積もったと推定される。

８　広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、本県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、県内では、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、西部の秩父市にホットスポットの広がりが認められたが、本市を含む県内の多くの地域は、毎時 0.1 マイクロシーベルト以下だった。

本市では、平成 23 年度から定期的に、市内の小中学校、幼稚園、保育所、公園における大気中の放射線量の測定、市内の土壌中の放射性物質濃度測定、市内小・中学校、保育所（園）の給食提供食材の放射能検査を実施している。

これらの結果は、測定値はいずれの地点も、不検出か基準値を下回っていた。

《参考》

◆「マイクロシーベルト／時」と「年間ミリシーベルト」との関係

国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の勧告に基づく一般公衆の線量限度は、年間１ミリシーベルトと定められているが、１年の間、屋外に毎日８時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。

0.1（マイクロシーベルト/時）は、年間約 0.5（ミリシーベルト）
0.2（マイクロシーベルト/時）は、年間約 1.0（ミリシーベルト）

９　その他の災害

本市で過去発生したその他の災害としては、昭和 16 年（1941）1 月 20 日に発生した大規模火災がある。これにより石戸村で３戸５棟が焼失した。

第２　自然環境の特性

１　地形・地質

（１）地形

本市は埼玉県のほぼ中央部に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 5.8km、南北 5.3km、面積 19.82km^2 の広がりを有し、広大な関東平野のほぼ中央部に広がる埼玉平野に展開する。

市域の多くは大宮台地の北西端部にあり、台地の東西には荒川や赤堀川の沖積低地が発達し、高尾・荒井付近には顕著な開析谷を見ることができる。高尾・荒井を頂点とする高位台地面から加須低地に向かって次第に低下しているため、台地と低地の区別がつけにくく、おおむね平坦地帯といえる。

（２）地質

北本市の地質は、全体的に荒川、元荒川の沖積土からなっており、北足立台地に属する台地で、国道 17 号より西側では、黄褐色で表層腐植物を含まない土壌質から強粘質の関東ロームが広く発達しており、4～11ｍの層厚になっている。国道 17 号より東側では、表層腐植土層を混入する黄褐色のローム層が発達している。関東ローム層は、上部のローム土（赤土）と下部の凝灰質粘土に大別されるが、自然堆積したローム土は安定しており比較的大きな強度がある。

台地と低地の境は、台地の側面が低地側へと下っている斜面で、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で地盤が軟弱化するなど、雨洗によって台地側から運ばれて再堆積した軟弱土が分布する。また、人為的に造成されているため、場所によって盛土の厚さが異なるように地盤のバランスが悪くなっていることがある。

谷底低地は、台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布している。台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土（腐植土）などが分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。

氾濫低地は、荒川流域に広く分布する標高の低い平坦面である。地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下（圧密沈下）が問題になっている場所が多い。

■本市の地形分類図

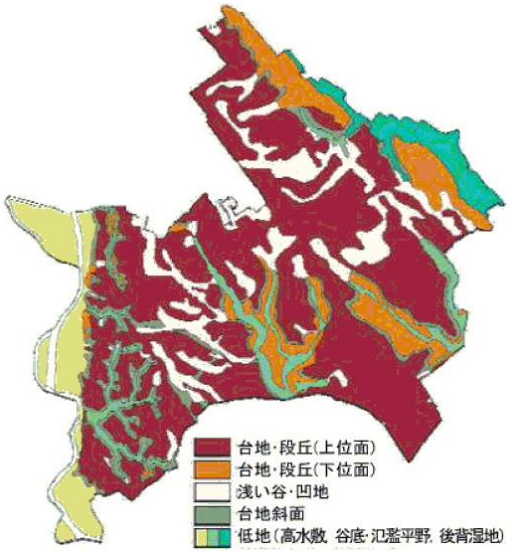

出典）国土地理院、土地条件図

２　活断層

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931 年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをＡ級（千年あたりの変位量が 1m以上 10m未満）、Ｂ級（千年あたり 10cm以上 1m未満）、Ｃ級（千年あたり 1cm以上 10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いＡ級の活断層はなく、すべてＢ級ないしＣ級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な 98 の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

埼玉県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■埼玉県の活断層

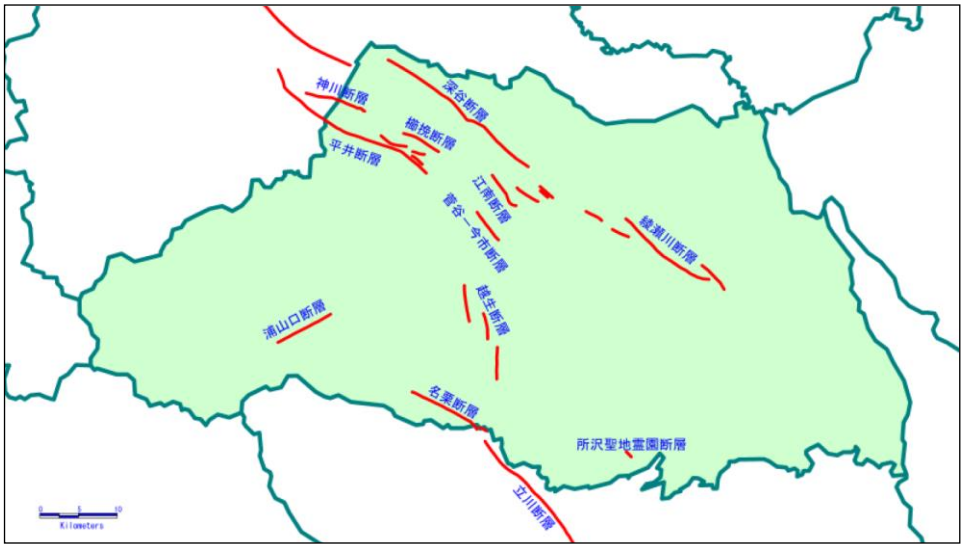

出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」（平成 26 年 3 月、埼玉県防災会議）

■地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯（主部）	深谷断層、江南断層、綾瀬川断層（北部）	8.0程度	ほぼ0%～0.008%	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.03%	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯（平井－櫛挽断層帯）	平井断層、神川断層、櫛挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」（平成 26 年 3 月、埼玉県防災会議）

３　河川

本市を流れる主な河川は、県を代表する河川の荒川、その支川である江川及び中川水系に属する赤堀川がある。

本市の西側境界付近を南北に流れる荒川は、流路延長 173 km、流域面積 2,940km^2 の一級水系である荒川水系の本流で一級河川に指定されており、洪水予報指定河川として洪水浸

水想定区域が指定・公表されている。

本市のほぼ中央を南北に流れる江川は、延長約５Km、流域面積約 17Km^2 の荒川水系の一級河川で、桶川西中学校の付近が管理起点となっている。源流部は鴻巣市と北本市の境界付近にあり（管理起点から約 4Km 上流）、そこからほぼ南へ向かって流れる。もともとは農業用水路（用排水兼用）だったが、本市の区間は市街地を流れ現在は JR 高崎線と県道 57 号さいたま鴻巣線に挟まれた地区の都市排水路になっており、名称も江川ではなく勝林雨水幹線となっている。

本市と鴻巣市の境界を流れる赤堀川は、延長 4.5Km、流域面積 17.5 Km^2 の中川水系の一級河川で、鴻巣市常光と北本市朝日一丁目の境界が管理起点となっている。源流部は鴻巣市にあり、都市排水と農業用水を集め、本市の東端を桶川市へ流下し、元荒川の右岸に合流する。

■本市の主な河川

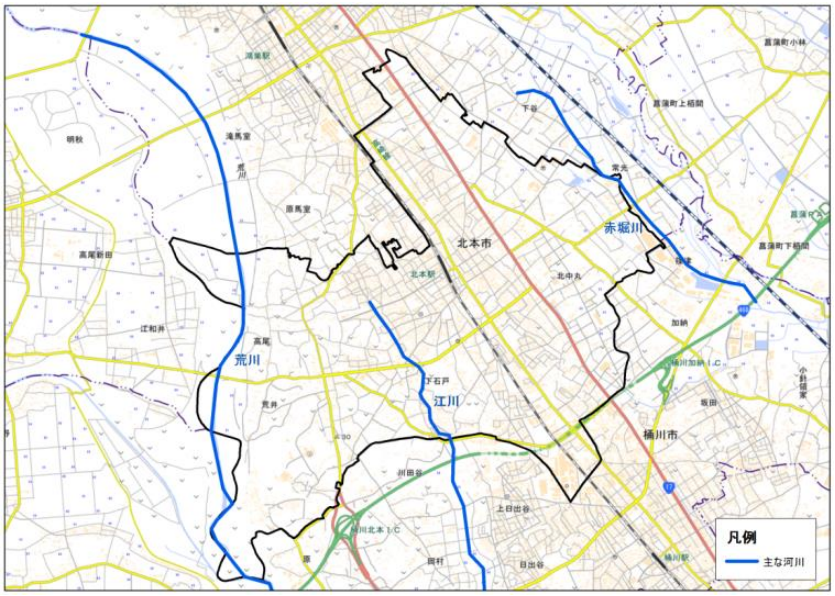

４　気象

本市の最寄りの気象観測所であるアメダス鴻巣観測所は、雨量のみの観測を行っている。観測史上上位５位までの観測値は、次のとおりである。

■【アメダス鴻巣観測所】観測史上１～５位の値（年間を通じての値）

順位 / 要素名	１位	２位	３位	４位	５位	統計期間
日降水量 (mm)	192 (1999/8/14)	186 (1982/9/12)	178 (1986/8/4)	167.5 (2011/7/19)	159.0 (2015/7/16)	1976/4 2016/7
日最大 10 分間降水量 (mm)	23.5 (2010/7/2)	23.0 (2013/8/21)	19.5 (2012/9/4)	17.5 (2013/7/17)	15.0 (2009/10/8)	2009/3 2016/7
日最大１時間降水量 (mm)	73 (1995/8/6)	65 (1994/9/8)	60 (1987/8/18)	57.5 (2010/7/2)	51.5 (2013/8/21)	1976/4 2016/7
年降水量の多い方から (mm)	1818 (1998)	1564 (1991)	1523 (1989)	1482 (1982)	1474.0 (2014)	1976 年 2015 年
年降水量の少ない方から (mm)	696 (1984)	879 (1978)	913 (1996)	962 (1987)	990 (1994)	1976 年 2015 年

資料）アメダス鴻巣観測所（埼玉県鴻巣市中央、昭和50（1975年）年6月11日観測開始）

なお、本市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台において観測された降水量、降雪の深さ、気温及び風向風速について、観測史上上位５位までの観測値は、次のとおりである。

降水量について、日降水量の最大値は、1982 年（昭和 57 年）９月 12 日に台風第 18 号により記録した 301.5mm である。１時間降水量の最大値は、1943 年（昭和 18 年）９月３日に記録した 88.5mm である。また、年降水量の最大値は、1998 年（平成 10 年）の 1870mm、最小値は 1984 年（昭和 59 年）の 713mm である。

降雪について、降雪の深さ日合計の最大値は、2014 年（平成 26 年）２月８日に記録した 43cm、降雪の深さ月合計の最大値は、2014 年（平成 26 年）２月 106cm、月最深積雪の最大値は、2014 年（平成 26 年）２月 15 日に記録した 62cm である。

気温について、日最高気温の最高値は、2007 年(平成 19 年)８月 16 日に記録した 40.9℃、日最低気温の最低値は、1919 年（大正８年）２月９日に記録した-11.6℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、1900 年（明治 33 年）９月 28 日に記録した西の風 31.7m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、1966 年（昭和 41 年）９月 25 日に記録した南東の風 41.0m/s である。

■【熊谷地方気象台】観測史上 1～5 位の値（年間を通じての値）

順位 / 要素名	１位	２位	３位	４位	５位	統計期間
日降水量 (mm)	301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2015/ 6
日最大 10 分間降水量 (mm)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	31.0 (2001/6/7)	1937/ 1 2015/ 6
日最大１時間降水量 (mm)	88.5 (1943/9/3)	85.0 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.0 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)	1915/ 6 2015/ 6
年降水量の多い方から(mm)	1870.0 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896 年 2015 年
年降水量の少ない方から(mm)	713.0 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885.0 (1978)	1896 年 2015 年
降雪の深さ日合計 (cm)	43 (2014/ 2/ 8)	43 (1954/ 1/24)	33 (2014/ 2/14)	28 (1969/ 3/12)	27 (2014/ 2/15)	1953/ 1 2015/ 6
降雪の深さ月合計 (cm)	106 (2014/ 2)	56 (2001/ 1)	48 (1998/ 1)	48 (1954/ 1)	46 (1969/ 3)	1953/ 1 2015/ 6
月最深積雪 (cm)	62 (2014/ 2/15)	45 (1936/ 2/23)	43 (1954/ 1/24)	28 (1968/ 2/16)	27 (1969/ 3/12)	1896/12 2015/ 6
日最高気温の高い方から(℃)	40.9 (2007/8/16)	39.9 (1997/ 7/ 5)	39.8 (2011/6/24)	39.7 (2000/9/2)	39.6 (2001/7/13)	1896/12 2015/ 6
日最低気温の低い方から(℃)	-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2015/ 6
日最大風速・風向 (m/s)	31.7 西 (1900/ 9/28)	22.8 南東 (1966/ 9/25)	21.5 西北西 (1915/ 2/ 4)	21.1 南 (1959/ 9/27)	20.5 西 (1917/10/ 1)	1896/12 2015/ 6
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.0 南東 (1966/ 9/25)	31.9 北西 (1996/ 7/ 3)	31.6 南 (1959/ 9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	30.8 西 (2002/10/ 1)	1940/ 1 2015/ 6

資料）熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜市 1-6-10、明治 29(1896)年 12 月１日観測開始）

第３　社会環境の特性

１　人口

（１）人口・世帯数の推移

国政調査による本市の人口の推移は、平成 17 年の 70,126 人をピークに以後減少に転じ、平成 27 年 10 月 1 日現在 67,409 人となっている。

それに対し世帯数は、核家族化の傾向を反映して増加傾向を示しており、平成 27 年 10 月 1 日現在 26,845 世帯となっている。

■人口・世帯数等の推移　　［国勢調査、各年 10 月 1 日現在］

区分／年	世帯数（世帯）	人口（人）	1 世帯当たり人員	人口密度（人/km²）
昭和 55 年	14,104	50,888	3.61	2,568
昭和 60 年	16,401	58,114	3.54	2,932
平成 2 年	18,924	63,929	3.38	3,225
平成 7 年	22,058	69,929	3.17	3,528
平成 12 年	23,471	69,524	2.96	3,508
平成 17 年	24,833	70,126	2.82	3,538
平成 22 年	25,856	68,888	2.66	3,476
平成 27 年	26,845	67,409	2.51	3,401

注）人口密度は、本市の面積を 19.82km² として算定した。

■人口・世帯数の推移

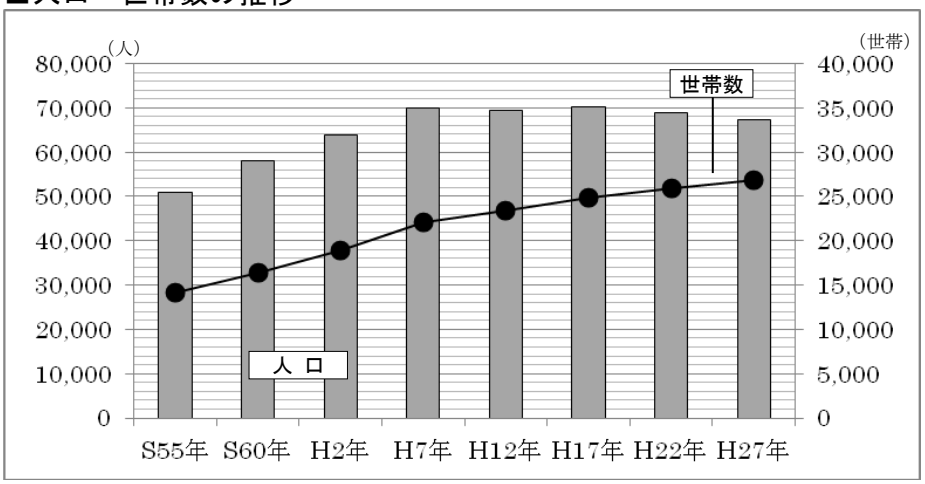

■人口と世帯数等　　［住民基本台帳、平成 28 年 10 月 1 日現在］

世帯数（世帯）	人口（人）			1 世帯当たり人員	人口密度（人/km²）
	計	男	女		
28,792	67,697	33,677	34,020	2.35	3,415.59

注）「人口密度」は、本市の面積19.82k㎡を用いて算出した。

（２）年齢別人口

本市の年齢別人口は、年少人口が7,534人でその割合は11.1%、生産年齢人口が40,663人でその割合は60.1%、老年人口が19,500人でその割合は28.8%であり、人口の約3.47人に1人が65歳以上となっている。

また、災害時に特に支援が必要と考えられる75歳以上の人口は8,528人でその割合は12.6%となっている。

■年齢別人口　［住民基本台帳、平成28年10月1日現在］

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0 ～14歳	7,534	11.1	3,781	3,753
生産年齢人口	15～64歳	40,663	60.1	20,814	19,849
老年人口	65歳以上	19,500	28.8	9,082	10,418
	(75歳以上)	8,528	12.6	3,844	4,684
合　　計		67,697	100.0	33,677	34,020

（３）昼夜別人口

本市の常住人口（夜間人口）は68,888人であり、昼間人口は54,674人となっており、常住人口に比べ14,214人少ない。

これは、本市の場合、昼間に通勤及び通学で市外に流出する人口が流入する人口よりも倍以上多いことによる。

■昼夜別人口　［国勢調査、平成22年10月1日現在］

昼間人口（人）	夜間人口（人）	流入人口（人）			流出人口（人）			昼夜間人口比率（%）
		通勤者	通学者	計	通勤者	通学者	計	
54,674	68,888	9,210	502	9,712	22,168	3,216	25,384	79.4

注）通勤者は、15歳以上のみ。通学者は15歳未満を含む。

（４）市外への通勤者及び通学者数

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。

本市から市外への通勤者及び通学者の総数は25,384人で、うち県内が16,484人、県外へは7,335人となっている。県外に通勤・通学するものの多くは都内への通勤・通学で6,556人となっている。

■本市からの就業・通学者数（15 歳以上）

区分			計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者			36,665	32,796	3,869
自市で従業・通学			10,258	9,693	565
他市区市村で従業・通学			25,384	22,168	3,216
	県　内		16,484	14,492	1,992
		さいたま市	4,221	3,644	577
		桶川市	2,747	2,586	161
		上尾市	2,273	2,110	163
		鴻巣市	1,861	1,745	116
		熊谷市	649	477	172
		久喜市	473	467	6
		伊奈町	472	363	109
		川越市	447	358	89
		その他	3,341	2,742	599
	県　外		7,335	6,359	976
		東京都	6,556	5,726	830
		特別区部	6,273	5,584	689
		その他	283	142	141
		その他県	779	633	146

注 1）従業地・通学地「不詳」を含む。
注 2）他市区町村に従業・通学で，従業地・通学地「不詳」を含む。
資料）総務省統計局「国勢調査報告」（平成 22 年 10 月 1 日現在）

（５）要配慮者人口

本市の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

ア 高齢者

本市の 65 歳以上の高齢者は、平成 28 年 10 月 1 日現在 19,500 人で全体の 28.8%を占め、75 歳以上の高齢者は 8,528 人で全体の 12.6%となっている。

また、要介護認定者数は、2,554 人で全体の 3.8%となっている。。

イ 乳幼児

本市の 6 歳未満の乳幼児は、平成 28 年 10 月 1 日現在 2,552 人で全体の 3.8%となっている。

ウ 障がい者

本市の障がい者人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在 2,845 人で全体の 4.2%となっている。

エ 外国人

本市の外国人の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在 420 人で全体の 0.6%となっている。

２　建物

建築基準法は、昭和 46 年（1971 年）に十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和 56 年（1981 年）に宮城県沖地震（昭和 53 年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、震度 6 強から 7 の揺れでも倒壊しない水準を求めて耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震基準の有効性は、平成 7 年に発生し震度 7 の激震が適用された阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、81 年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。その後、平成 12 年（2000 年）に建築基準法が改正され、部材接合部の金具や壁のバランスよい配置などに関する規定を追加して耐震基準（新・新耐震基準）が強化された。

しかし、同一地震、同一地域で震度 7 の揺れを 2 回記録した平成 28 年（2016 年）熊本地震では、新・新耐震基準を満足している建物でも全壊しているが、同法の耐震基準は、震度 6 強から 7 の揺れでも倒壊しない水準を求めているが、強い揺れに２度襲われることは想定されていない。

そのため、平成 28 年熊本地震の教訓を受け、国（国土交通省）では、建築基準のあり方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策について検討を行っている。

本市の住宅棟数は、平成 25 年 10 月 1 日現在、全部で 25,850 棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和 55 年以前に建築された住宅は 6,190 棟で全体の約 24.0％を占めている。なかでも昭和 45 年以前に建築された住宅は 1,520 棟で全体の約 5.9％となっている。

本市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。

■建築時期別、建物構造別住宅棟数　［平成 25 年 10 月 1 日現在］

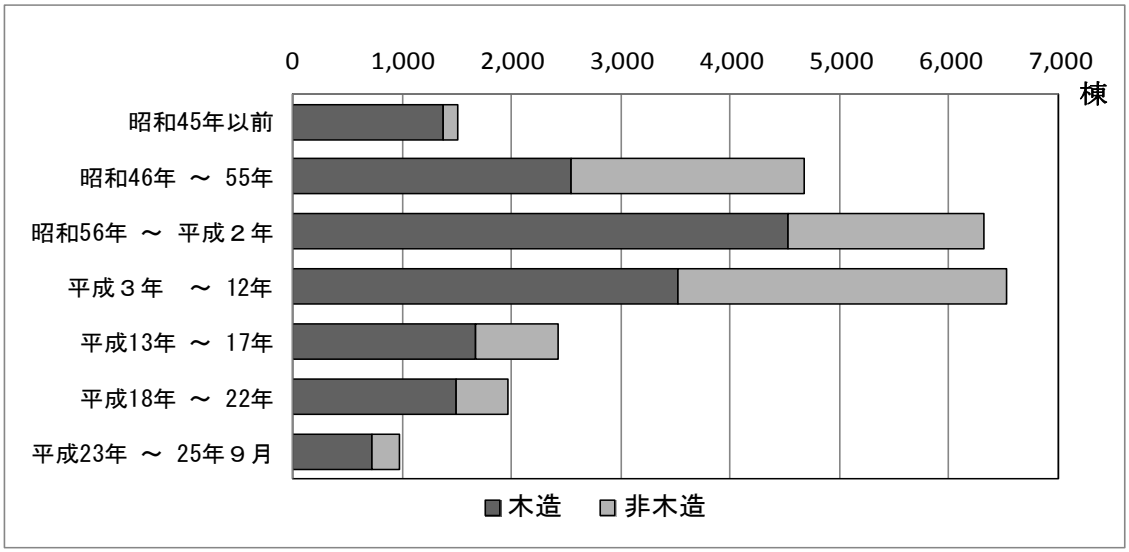

■本市の建築時期別、構造別、建て方別住宅数　［平成 25 年 10 月 1 日現在］

区　分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				
				総数	１～２階建	３～５階建	６～10階建	11 階建以上
＜住宅総数＞	25,850	16,270	250	9,280	2,650	3,290	1,320	2,010
昭和 45 年以前	1,520	1,410	－	110	30	90	－	－
昭和 46 年 ～ 55 年	4,670	2,620	－	2,040	40	2,000	－	－
昭和 56 年 ～ 平成２年	6,320	4,330	70	1,900	540	430	460	460
平成３年　～ 12 年	6,520	3,570	40	2,900	570	170	610	1,550
平成 13 年 ～ 17 年	2,420	1,630	40	750	480	130	150	－
平成 18 年 ～ 22 年	1,960	1,430	20	490	350	140	－	－
平成 23 年 ～ 25 年 9 月	980	670	60	250	100	150	－	－
＜木造＞	16,620	15,730	110	770	700	70	－	－
昭和 45 年以前	1,380	1,380	－	10	10	－	－	－
昭和 46 年 ～ 55 年	2,540	2,520	－	10	10	－	－	－
昭和 56 年 ～ 平成２年	4,530	4,250	10	270	220	50	－	－
平成３年　～ 12 年	3,520	3,370	20	130	130	－	－	－
平成 13 年 ～ 17 年	1,670	1,610	20	50	50	－	－	－
平成 18 年 ～ 22 年	1,500	1,380	10	110	90	20	－	－
平成 23 年 ～ 25 年 9 月	730	660	30	50	50	－	－	－
＜非木造＞	9,180	510	140	8,480	1,930	3,220	1,320	2,010
昭和 45 年以前	130	30	－	110	20	90	－	－
昭和 46 年 ～ 55 年	2,130	110	－	2,030	30	2,000	－	－
昭和 56 年 ～ 平成２年	1,750	60	50	1,620	300	380	460	460
平成３年　～ 12 年	3,010	200	20	2,780	450	170	610	1,550
平成 13 年 ～ 17 年	740	20	20	700	420	130	150	－
平成 18 年 ～ 22 年	460	50	10	380	260	120	－	－
平成 23 年 ～ 25 年 9 月	250	20	30	200	50	150	－	－

注１）「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して 1 棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。
注２）各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。
資料）総務省統計局「平成 25 年住宅・土地統計調査報告」

３　交通

（１）公共交通

市域の中央部を南北に JR 高崎線が通り、北本駅があり、通勤・通学に利用されている。

次頁に、最近 10 年間の北本駅乗降者数（1 日あたり）の推移を示す。

これによると、10 年間の推移としては減少傾向にあるが、最近 5 年間の推移については多少の増減があるもののほぼ横ばい傾向である。

また、バスは７本のバス路線により構成され、駅や病院等への市民の足として利用されている。

■北本駅乗降者数（1 日あたり）の推移

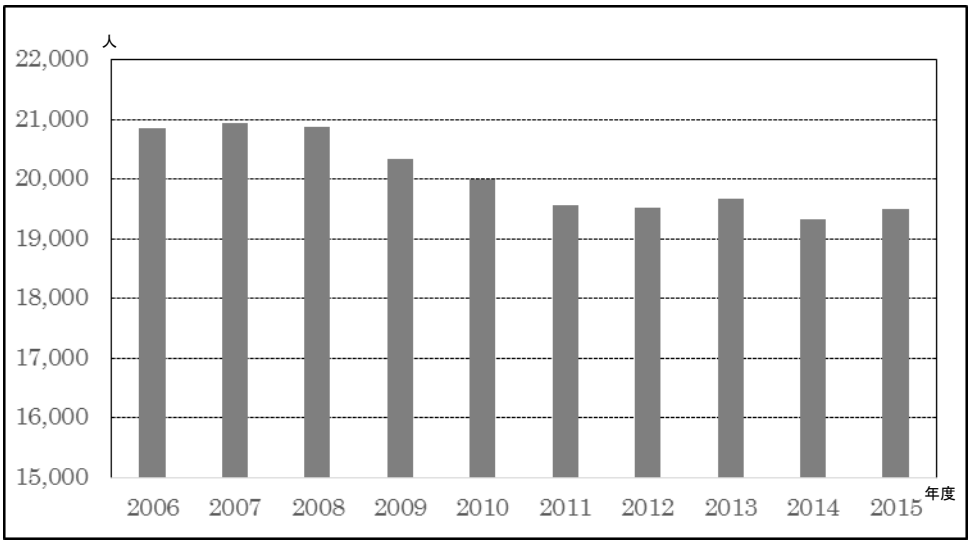

（２）道路交通

本市の道路交通網は、国道 17 号、県道鴻巣桶川さいたま線（旧中山道）等が南北軸を形成し、また県道東松山桶川線、県道下石戸上菖蒲線等が東西軸を形成し、これに市道が連関して市の道路交通網を形成している。

なお、生活道路の中には４ｍ未満の狭隘な道路が見受けられる。

■本市の主要道路

４　土地利用

本市の土地利用を平成27年の地目別面積の割合で見ると、宅地が42.0%と最も大きく、次が畑で25.4%、以下順にその他の17.6%、雑種地の8.1%、山林の3.8%、田の3.0%となっている。

また、地目別面積について最近10年間の変化を見ると、減少傾向にあるのが田、畑及び山林で、増加傾向にあるのが宅地、その他及び雑種地である。

■地目別土地面積の推移　　［各年１月１日現在（単位：ha）］

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成18	1,984.0	63.9	549.2	784.8	85.4	1.5	159.3	339.9
19	1,984.0	63.9	544.1	789.2	83.2	1.5	161.5	340.6
20	1,984.0	63.6	539.1	793.3	82.1	1.5	163.5	340.9
21	1,984.0	63.3	533.8	793.7	80.6	1.5	168.6	342.5
22	1,984.0	63.3	531.5	797.3	79.8	1.5	164.6	346.0
23	1,984.0	60.9	521.0	811.1	78.0	1.5	164.9	346.6
24	1,984.0	59.9	517.2	814.4	77.2	1.5	166.1	347.8
25	1,984.0	59.7	509.9	822.8	75.1	1.5	166.1	349.0
26	1,984.0	59.7	507.6	830.8	75.1	1.5	159.9	349.4
27	1,984.0	59.6	504.6	833.4	74.4	1.5	160.1	348.5
(%)	(100.0)	(3.0)	(25.4)	(42.0)	(3.8)	(0.1)	(8.1)	(17.6)
H27/H18	1.00	0.93	0.92	1.06	0.87	1.00	1.01	1.03

注）年欄の「H27/H18」は、平成18年を基準とした平成27年の面積比を示す。
資料）税務課

■地目別土地面積の推移

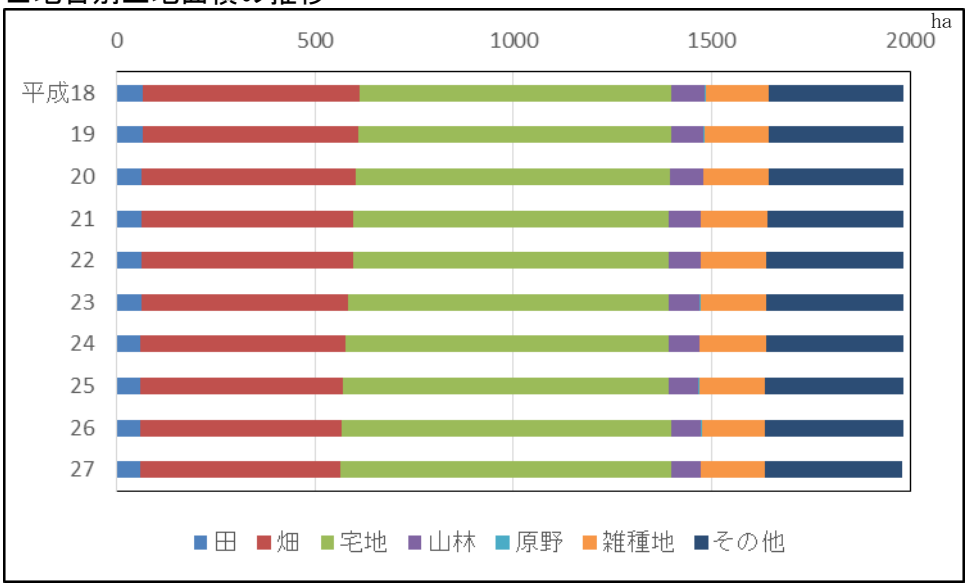

資料）税務課「固定資産税概要調書」（各年１月１日現在）

第５節　計画の前提条件及び基本方針

第１　地震被害想定

本市に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下のように設定した。

１　想定地震

中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注）※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。
出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

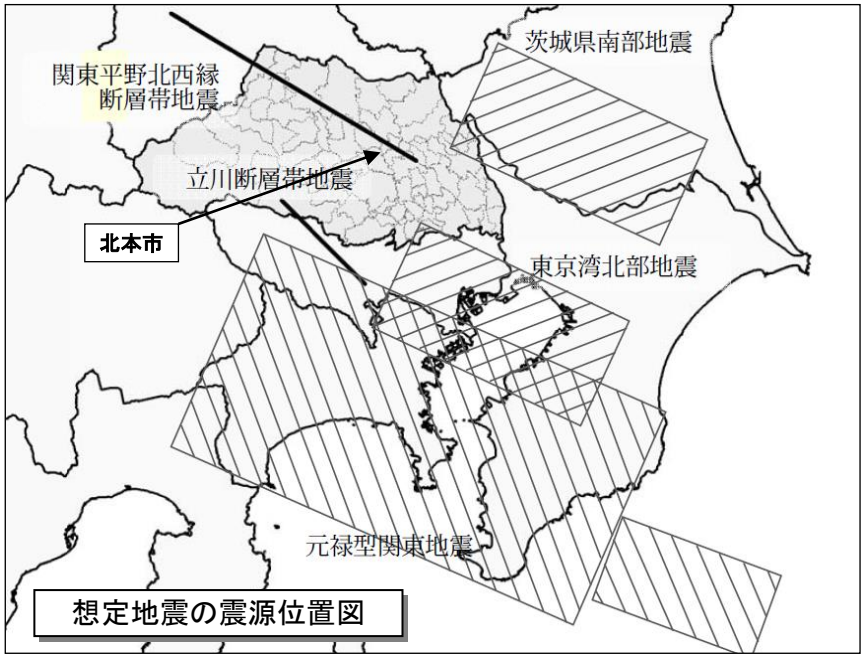

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

２　想定結果

県が想定した５つの地震による本市における被害想定結果は、次表のとおりです。

このなかで、本市に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」である。なお、「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下型地震に位置づけられており、建物被害の全壊棟数、停電人口等の一部項目で、「東京湾北部地震」よりも僅かであるが被害の程度が大きいと予測されている。

■北本市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定の最大値を記載）

項目	予測内容			単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
震度	最大震度			－	５強	５強	５強	7	５強
液状化	高い地域		面積	km^2	0.032	0	0	1.166	0
			面積率	%	0.3	0.0	0.0	8.0	0.0
建物被害	木造	全壊（揺れ＋液状化）	全壊棟数	棟	0	1	0	4,875	0
			全壊率	%	0.00	0.04	0.00	18.52	0.00
		半壊（揺れ＋液状化）	半壊棟数	棟	8	4	0	3,942	0
			半壊率	%	0.03	0.02	0.00	14.97	0.00
	非木造	全壊（揺れ＋液状化）	全壊棟数	棟	0	1	0	473	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.79	0.00
		半壊（揺れ＋液状化）	半壊棟数	棟	1	1	0	891	0
			半壊率	%	0.01	0.00	0.00	3.38	0.00
	全壊（急傾斜地崩壊）		全壊棟数	棟	0	0	0	1	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	4.29	0.00
	半壊（急傾斜地崩壊）		半壊棟数	棟	0	0	0	2	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00
	焼失		焼失棟数	棟	18	10	9	3,258	6
			焼失率	%	0.08	0.04	0.04	14.12	0.03
屋外危険物	ブロック塀倒壊数			箇所	43	45	1	2,491	10
	自動販売機倒壊数			箇所	0	0	0	31	0
	落下物発生建物数			棟	0	0	0	4,257	0
人的被害	死者数			人	0	0	0	358	0
	負傷者数			人	2	0	0	1,676	0
	うち重傷者数			人	0	0	0	489	0
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	107	3	68,888	0
			１日後	人	55	46	27	56,227	18
		停電率	直後	%	0.00	0.16	0.00	100.00	0.00
			１日後	%	0.08	0.07	0.04	81.62	0.03
	電話	不通回線	回線数	回線	15	8	7	3,667	5
			不通率	%	0.06	0.04	0.03	16.03	0.02
		携帯電話	停電率	%	0.1	0.1	0.0	81.6	0.0
			不通率	%	0.1	0.0	0.0	16.0	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	21,632	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上水道	断水人口（１日後）		人	612	10	0	50,625	0
	下水道	機能支障人口		人	7,433	5,767	5,137	13,592	3,518
生活支障	避難者	１日後		人	51	32	23	24,155	16
		１週間後		人	92	33	23	26,491	16
		１か月後		人	51	32	23	28,994	16
	避難所避難者※	１日後		人	31	19	14	14,493	9
		１週間後		人	46	16	12	13,245	8
		１か月後		人	15	10	7	8,698	5
	帰宅困難者	平日		人	2,859	2,822	2,759	3,129	2,634
		休日		人	2,621	2,521	2,570	2,915	2,453
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数		棟	6	4	3	2,720	2
その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	0.4	0.3	0.2	159.4	0.1
				万 m^3	0.3	0.2	0.1	103.5	0.1

注）※「避難所避難者」は、「避難者」のうち親戚や知人宅への「避難所外避難者」を除いた避難者のことである。
出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 4 月、埼玉県）

第２　浸水想定

１　浸水想定河川

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水はん濫と、堤内地の排水不良からおこる内水はん濫がある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水はん濫であるが、本市でも、明治 43 年 8 月の台風、前線による荒川の堤防決壊、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風による浸水の発生により大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び県による一級河川の改修が進められ、最近では、内水はん濫を除き大規模な河川のはん濫は起きていない。

国土交通省及び県では、平成 13 年の水防法改正以降、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を浸水想定区域図として公表していたが、平成 27 年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨とあわせて想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）についても拡充されるとともに、内水・高潮の浸水想定区域制度の創設に伴い名称が「洪水浸水想定区域」へと変更された。

本市の洪水浸水想定河川は、洪水予報指定河川の荒川であるが、本市では、国土交通省が平成 28 年に公表した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を用いて「北本市洪水（内水）ハザードマップ」の見直しを行った。

荒川について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、次のとおりである。

■荒川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 （想定最大規模）	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第 215 号	荒川流域の 72 時間 総雨量 632㎜

《参考》

◆「洪水予報指定河川」とは

国土交通省は、洪水が発生するおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、２以上の都道府県にわたる河川又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じるおそれがある河川を、洪水予報指定河川として指定しています。洪水予報指定河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する。

◆「水位周知河川」とは

国土交通省及び都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を、水位周知河川に指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する。

なお、平成 25 年の水防法改正では、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、市からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

２　浸水想定区域

（１）外水はん濫想定区域（荒川洪水浸水想定区域）

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所は、水防法の規定に定められた想定最大規模降雨（荒川流域の 72 時間総雨量 632㎜）を前提に、荒川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。

本市における荒川洪水浸水想定区域は、荒川に接する市域の西側地域と鴻巣市と接する市域の北東地域に大きく分かれるが、西側地域の場合、荒川の決壊直後にはん濫水が到達するのに対し、北東地域の場合、本市の上流域（荒川左岸 70km 付近）で決壊し地盤の低い地形に沿って流下するはん濫水は、決壊から最短で約８時間程度で到達すると想定されている。

浸水地域は、西側地域の場合、荒川に接する高尾地区、荒井地区、石戸宿地区及び北本自然観察公園敷地内の低地周辺が浸水想定区域となっている。これらの地域は、最大浸水深が５ｍ以上～10m未満になる地域もあるが、地域の多くは農地などに利用されている。

北東地域の場合、鴻巣市と接する旧谷田川から八ツ田用水、赤堀川に沿った地域が浸水するが、これらの地域には市の防災拠点である宮内中、北本市体育センター及び北本総合公園が位置し、県立北本高等学校も含まれる。浸水深は、一部区域（事業所のテニスコート）で 10m以上～20m未満となっているが、大部分は 0.5m未満の区域及び 0.5ｍ以上～３ｍ未満の区域となっている。

また、それ以外の地域でも、栄地区の南側が一部地域で最大浸水深が３ｍ以上～５ｍ未満で浸水し、高尾４丁目の鴻巣市と接する一部地域も 0.5m以上～３ｍ未満で浸水すると想定されている。

（２）内水はん濫実績区域

内水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合（ゲリラ豪雨等）、公共排水施設等に雨水を排水できず地表面に溜まった水のことである。

市では、内水による浸水に関する情報等を住民に提供することで、内水による浸水被害をソフト面から最小化することを目的に「北本市洪水（内水）ハザードマップ」を作成した。

本市における内水の浸水実績箇所は、ほとんどが道路の冠水箇所が多く、東間５丁目と東間６丁目の境を通る県道鴻巣桶川さいたま線（中山道）の一部箇所、東間７丁目を通るあずま通りの一部箇所、県道蓮田鴻巣線が通る古市場３丁目と北中丸２丁目の境の一部箇所、下石戸下を通る南小通りの一部箇所及び中丸７丁目の市道が交差する一部箇所等がある。また、道路の冠水以外にも、宮内４丁目の宮内氷川神社付近、本宿２丁目の一部地域等があるが、これまでに避難を要するほどの内水はん濫は発生していない。

■荒川洪水浸水想定区域図（北本市関連）

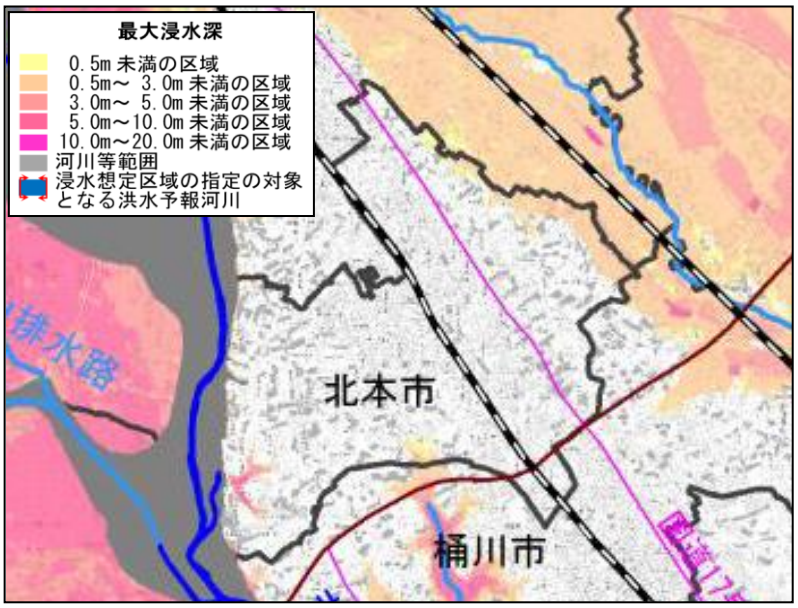

資料）「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

■北本市洪水ハザードマップ（基本図イメージ）

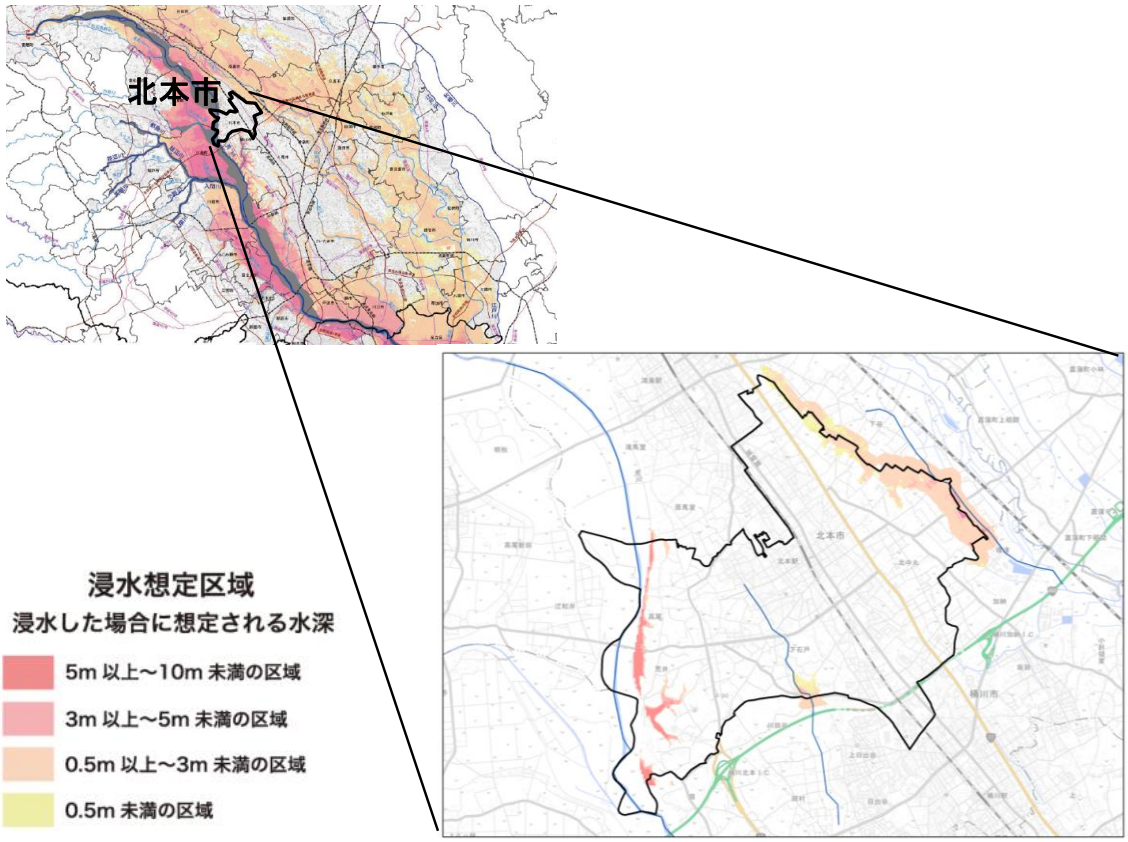

第３　土砂災害想定

本市の地形は、おおむね平坦であるが、荒井・石戸宿付近には開析谷が認められ、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が 12 か所ある。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に「土砂災害防止法」に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が２か所ある。

１　土砂災害（特別）警戒区域

現在、本市域内で指定を受けている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、次のとおりである。

■土砂災害ハザードマップ石戸宿１丁目

■土砂災害ハザードマップ石戸宿６丁目

２　要避難者人口

平成 28 年 10 月現在、市の土砂災害警戒区域内に建物の立地はあるものの居住する住民はいないことから、要避難者人口はゼロとなっている。

ただし、市は、将来の地域状況の変化に対しても対応可能なように、土砂災害ハザードマップを用いて、周辺住民への危険の周知、警戒避難態勢の整備に努めるものとする。

第４　北本市における防災の方針

１　地震災害

（１）震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、本市において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定を目的として策定するものである。

（２）震災対策の目標

ア 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度 7 で、震度 6 弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、本県では、「東京湾北部地震」を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの 3 地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

イ 市の震災対応の方針

(ｱ) 地震被害想定結果に対する考え方

県地震被害想定の結果、本市に最も大きな地震被害をもたらすのは、活断層が本市の直下を通る「関東平野北西縁断層帯地震」、次に大きな被害をもたらすのは首都直下型地震に分類される「東京湾北部地震」と想定されている。

「関東平野北西縁断層帯地震」については、前述したように今後 30 年以内の地震発生確率が 0～0.008%と極めて低く、これまでこの規模での地震発生の記録はない。

それに対し、「東京湾北部地震」は、「茨城県南部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後 30 年以内に南関東地域でM7 級の地震が発生する確率は 70%と切迫性が高く、本市にとっては、県と同様に「東京湾北部地震」に備えることによ

り、相対的に被害程度の低い「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能と考えられ、本市がまず備えるべき地震は、「東京湾北部地震」と考えられる。

ただし、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」についても、「東京湾北部地震」に準じた備えは必要と考えられる。

以上のことから、本市では、まず最も切迫性の高い「東京湾北部地震」に対しては、必要とされる食料などの備蓄や避難施設の整備などを最優先で行い、次に、切迫性は高くないが被害規模が最も大きいと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対しても、食料などの備蓄や避難施設などの必要な対策について、順次、段階的に整備するとともに、発生が予想される甚大な地震被害を少しでも減少させるための減災目標を設定し、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくものとする。

(ｲ) 「東京湾北部地震」に対応可能な防災対策の推進

本市は、想定される大規模地震の中では最も切迫性が高く被害程度の大きい「東京湾北部地震」に対する防災対策を、最優先で整備するものとする。

本市において「東京湾北部地震」により想定される地震被害、及びそれに対応した主な防災対策は、以下に示すとおりである。

■「東京湾北部地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目			地震被害	主な防災対策
建物被害		全　壊	0 棟	➢ 耐震化の推進 ➢ 被災建築物危険度判定体制の整備 ➢ 初期消火体制の整備 ➢ 仮設住宅用地の選定
		半　壊	9 棟	
		焼　失	18 棟	
人的被害		死　者	0 人	➢ 医療救護班の派遣体制の整備
		負傷者	2 人	
		うち重傷者	0 人	
生活支障		避難者	（１日後）51 人 （１週間後）92 人 （１か月後）51 人	➢ 想定される最大避難所避難者数約50人を収容可能な指定避難所の整備 ➢ 想定される最大避難者数100人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ➢ 避難情報の多様な伝達手段の整備
		避難所 避難者	（１日後）31 人 （１週間後）46 人 （１か月後）15 人	
		帰宅困難者	（平日）2,859 人 （休日）2,621 人	➢ 一時滞在施設の確保 ➢ 飲料水・食料備蓄の推進
ライフライン	上水道	断水人口	612 人	➢ 配水管、浄水施設の耐震強化 ➢ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	7,433 人	➢ 下水道施設の耐震強化 ➢ 仮設トイレの確保
	電　力	停電人口	55 人	➢ 防災拠点における非常電源の確保
	電　話	不通回線率	0.06%	➢ 多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	0.1%	
その他	廃棄物	災害廃棄物	0.4 万ﾄﾝ 0.3 万 m^3	➢ 廃棄物処理体制の整備 ➢ 廃棄物仮置き場候補地の選定

㈦　「関東平野北西縁断層帯地震」を対象とした減災目標の設定等

これまでに発生したことはないが、発生した場合は甚大なる被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対して、被害の発生を軽減するための減災目標を次表のように設定する。

本市は、この減災目標を達成するため、「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成 28 年 3 月改定）を活用するとともに、目標の達成に向けて「自助」・「共助」・「公助」それぞれの立場から、かつ、ハード・ソフトの両面から、日頃からの備えや、いざというときの対処方法などについて、市民、自主防災組織及び企業等に取組の推進を働きかけるものとする。

なお、減災の目標は、10 年を目途とし、可能な限り早期の達成を目指すものとする。

■「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を 約 1,000 人減少させる。 （約 50%の削減）	➢ 建物の耐震化 ➢ 家具類の転倒防止対策の推進 ➢ 自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 ➢ 災害時医療体制の整備　など
避難者（1 ヶ月後）を 約 15,000 人減少させる。 （約 50%の削減）	➢ 建物の耐震化 ➢ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ➢ ライフライン施設の耐震化及び被災施設の早期復旧　など

■「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目			地震被害	主な防災対策
建物被害		全　壊	5,349 棟	・耐震化の推進 ・被災建築物危険度判定体制の整備 ・消火体制の整備 ・仮設住宅用地の選定
		半　壊	4,835 棟	
		焼　失	3,258 棟	
人的被害		死　者	358 人	・初動医療体制の整備 ・後方医療機関への搬送体制の整備
		負傷者	1,676 人	
		うち重傷者	489 人	
生活支障		避難者	（１日後）24,155 人 （１週間後）26,491 人 （１か月後）28,994 人	・想定される最大避難所避難者数約15,000人を収容可能な指定避難所整備の推進 ・想定される最大避難所避難者数約15,000人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品備蓄の推進 ・避難情報の多様な伝達手段の整備 ・避難所運営マニュアルの整備
		避難所 避難者	（１日後）14,493 人 （１週間後）13,245 人 （１か月後）　8,698 人	
		帰宅困難者	（平日）3,129 人 （休日）2,915 人	・一時滞在施設の確保 ・飲料水・食料備蓄の推進
ライフライン	上水道	断水人口	50,625 人	・配水管、浄水施設の耐震強化 ・給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	13,592 人	・下水道施設の耐震強化 ・仮設トイレの確保
	電　力	停電人口	68,888 人	・防災拠点における非常電源の確保
	都市ｶﾞｽ	供給停止件数	21,632 件	・ＬＰガス施設の整備
	電　話	不通回線率	16.0%	・多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	81.6%	
その他		災害廃棄物	159.4 万ﾄﾝ 103.5 万 m^3	・廃棄物処理体制の整備 ・廃棄物仮置き場候補地の選定

２　水害

（１）水害対策の基本的考え方

本市の水害対策は、浸水被害の最も大きい荒川がはん濫した場合を想定して策定するものとする。

国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、市の荒川に面した西側地域及び鴻巣市と接する北東地域が浸水すると想定されている。

そのため、本市は、洪水浸水想定区域内の住民を安全に避難させるために、気象情報及び水防情報などをいち早く入手し、迅速に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難誘導により避難所への安全避難を実施する。

なお、洪水浸水想定区域内の住民が、最寄りの避難所（指定緊急避難場所）への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の避難など無理な避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の２階（あればそれ以上の階）などへ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保についての広報を実施する。

《参考》

◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の 2 階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の 2 階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することをいう。

なお、国土交通省では 2013 年 3 月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて 5 段階としていた浸水深ランクを 3.0m 以上（ 2 階浸水）、0.5m～3.0m 未満（1 階床上浸水）、0.5m 未満（1 階床下浸水）の 3 段階に簡素化して表示し、浸水深 0.5m ～3.0m の区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅 2 階等に待避」などとしている。

（２）水害対策の目標

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、比較的頻度高く発生する内水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。

また、荒川決壊に伴う外水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、住民への情報伝達手段の整備・拡充、状況に応じた迅速な避難準備・高齢者等避難開始等の発令、それに伴う自主防災組織など地域コミュニティーと連携した指定緊急避難場所への避難誘導など、洪水浸水想定区域内の住民の安全を図るものとする。

３　土砂災害

（１）土砂災害対策の基本的考え方

土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することはなく、台風や集中豪雨などによってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、遅延のない住民への情報の提供を行い、必要に応じて迅速な避難所の開設を行うものとする。

（２）土砂災害対策の目標

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集などにより、災害発生のおそれのある時期を見越すとともに、特に避難行動要支援者に留意し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等の発令に努める。

また、市が作成した「土砂災害ハザードマップ」を活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保などについて市民への周知に努める。

４　広域応援に関する方針

本市は災害リスクの少ない地域と考えられているが、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」の考えのもと県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、これまで発生したことはないが「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市においても甚大な被害の発生が想定され、これに対応するためには、災害予防、応急対策いずれにしても本市の防災能力だけでは限界があると考えられる。そのため、広域的な応援が必要不可欠と考えられ、広域的な防災協定の締結等を推進しているところである。

それに対して、最も切迫性が高く比較的被害も大きいことから防災対策の対象としている「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では３万人以上の重傷者の発生が予測されているが、本県では県下全域で 7,215 人の負傷者、本市でも２人の負傷者（死者０人）と比較的被害は少ないと予測されている。

そのため、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として積極的な広域支援を行うものとしている。

本市においても、「東京湾北部地震」が発生した場合は、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

また、荒川の決壊による水害についても、国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、本市の上流域の市町、対岸に位置する市町は、本市に比べ大きな浸水被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、これら市町からの避難者を受け入れるなどの支援を行うものとする。